

## 相続税における配偶者控除と未成年者控除

相続税・贈与税の基礎と最近の税制改正について、ご説明します。

### 【配偶者控除】

#### ① 配偶者に対する相続税額の軽減の概要(相続税法第 19 条の 2)

**配偶者に対する相続税額の軽減**とは、被相続人の配偶者が遺産分割又は遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次のイ又はロの金額のいずれが多い金額までは配偶者に相続税は課税されないという制度です。

ただし、この制度の対象となる財産には、仮装又は隠ぺいされていた財産は含まれません。

イ 1 億 6 千万円

ロ 配偶者の法定相続分相当額

つまり、**配偶者の課税価格(相続する財産額)が 1 億 6 千万円以下又は課税価格が 1 億 6 千万円を超えても法定相続分までなら、相続税はかかりません。**

この配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産分割等で実際に取得した財産をもとに計算されます。したがって、相続税の申告期限までに配偶者に分割されていない財産は税額軽減の対象になりません。

ただし、相続税の申告書に「申告期限後 3 年以内の分割見込書」を添付したうえで、申告期限までに分割されなかった財産について申告期限から 3 年以内に分割したときは、税額軽減の対象になります。

なお、相続税の申告期限から 3 年を経過する日までに分割できない止むを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から 4 か月以内に分割されたときは、税額軽減の対象になります。

#### ② 配偶者に対する相続税額の軽減を受けるための手続(相続税法第 19 条の 2、第 32 条、相続税法施行規則第 1 条の 6、第 16 条)

次のとおりです。



イ 税額軽減の明細を記載した相続税の申告書に戸籍謄本と遺言書の写しや遺産分割協議書の写し等、配偶者の取得した財産がわかる書類を添付して提出することになります。なお、遺産分割協議書の写しには印鑑証明書も添付します。

ロ 相続税の申告後に行われた遺産分割に基づいて配偶者の税額軽減を受ける場合には、分割が成立した日の翌日から4か月以内に更生の請求の手続きをすることになります。

【未成年者控除】(相続税法第1条の2、第1条の3、第19条の3、相続税法施行令第4条の3、相続税法基本通達第1条の2-1、第19条の3-1、第19条の3-5)

相続開始時において、相続人が未成年者の場合は、相続税の額から一定の金額を差し引くことができます。

① 未成年者控除が受けられる者

未成年者控除が受けられるのは、次のすべてに当てはまる者です。

イ 相続又は遺贈により財産を取得したときに日本国内に住所がある者又は日本国内に住所がない者で次のいずれかに当てはまる者

- ・日本国籍を有している人で、その人又は被相続人が相続開始前5年以内に日本国内に住所を有していたことがある。
- ・日本国籍を有していない人で、相続や遺贈で財産を取得したとき、被相続人が日本国内に住所を有している。

上記のうち2番目の規定は、平成25年4月1日以後の相続や遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

ロ 相続又は遺贈により財産を取得したときに20歳未満である者

ハ 相続又は遺贈により財産を取得した者が法定相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)であること

## ② 未成年者控除の額

未成年者控除の額は、その未成年者が満 20 歳になるまでの年数 1 年につき 6 万円で計算した額です。

また、年数の計算に当たり、1 年未満の期間があるときは切り上げて 1 年として計算します。

(例) その未成年者が 15 歳 9 か月の人ですと 20 歳になるまでは 4 年 3 か月あります。3 か月を 1 年に切り上げますので、控除額を計算する年数は 5 年になります。したがって、控除額は 6 万円掛ける 5 年で 30 万円となります。

なお、未成年者控除額が、その未成年者本人の相続税額より大きい場合、控除額の全額が引き切れないことがあります。この場合は、その引き切れない部分の金額をその未成年者の扶養義務者(注 1)の相続税額から差し引きます。

また、その未成年者が今回の相続以前にも未成年者控除を受けているときは、控除額が制限されることがあります。

税制改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈について、以下のように取り扱われます。

改正前 年齢 20 歳までの 1 年につき 6 万円を控除

改正後 年齢 20 歳までの 1 年につき 10 万円を控除

### (注 1)

扶養義務者とは、配偶者、直系血族及び兄弟姉妹のほか、3 親等内の親族のうち一定の者をいいます。